

【かながわ電子入札共同システム用】

年 月 日

(あて先)

横須賀市長  
横須賀市上下水道事業管理者

(申請者)

住 所  
商号又は名称  
代表者名

## 準市内申請書(要件①用)

競争入札参加資格において所在区分が準市内(要件①)に該当するため、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり次に掲げる事項について了承します。

1. 法人市民税の申告・納付に関する照会確認を行うこと。
2. 定期申請ごとに本申請書を提出し、要件の審査確認を受けること。

### 【申請事項】

業種区分	認定番号(6ケタ)	通知番号(9ケタ)
工事		法人:7から始まる 個人:4から始まる
コンサル		
一般委託		
物品		

1. 申請する業種区分すべてに○をしてください。
2. 認定番号は県から発行されるもので、かながわ電子入札共同システムにおける本IDのことです。
3. 通知番号は、法人市民税の納付税通知書等に記載されている番号を記入してください。

### 【要件の対象となる施設の情報】

施設区分	施設名称	所在地	電話番号
		横須賀市	— —

※施設区分には、要件の対象となる施設の取扱い(事務所、事業所、寮など)を記入してください。

### 【準市内要件①】

・市外に本店がある事業者のうち、本市に事務所、事業所又は寮などを有し、法人市民税の滞納がないこと。

事務処理欄

審査結果 【 適 否 】

--

(あて先)

横須賀市長

横須賀市上下水道事業管理者

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者名

## 準市内申請書(要件②用)

競争入札参加資格において所在区分が準市内(要件②)に該当するため、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり次に掲げる事項について了承します。

1. 給与所得の特別徴収に係る市民税の納入に関する照会確認を行うこと。
2. 定期申請ごとに本申請書を提出し、要件の審査確認を受けること。

### 【申請事項】

業種区分	認定番号(6ケタ)	通知番号(9ケタ)
工事		法人:7から始まる 個人:4から始まる
コンサル		
一般委託		
物品		

1. 申請する業種区分すべてに○をしてください。
2. 認定番号は県から発行されるもので、かながわ電子入札共同システムにおける本IDのことです。
3. 通知番号は、法人市民税の納付税通知書等に記載されている番号を記入してください。

### 【準市内要件②】

・市外に本店がある事業者のうち、特別徴収の手続きにより、次に掲げる人数以上の市民税を本市に納めていること。(申請月の特別徴収対象者が次に掲げる人数以上であることを含む。)  
 工事:6人      コンサル、一般委託:3人      物品:2人

※特別徴収とは、地方税法第321条の3第1項に規定する、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収のことです。

※市民税非課税者であること等により、納入額がない特別徴収対象者(市から送付されている特別徴収税額の決定・変更通知書の中で特別徴収対象者として記載されている者)については、当該要件を満たすための人数に含めることができます。

※工事の要件6人を満たせば、コンサル、一般委託・物品も併せて申請できます。  
 また、コンサル、一般委託の要件3人を満たせば、物品も併せて申請できます。

### 事務処理欄

特別徴収対象者審査基準                      人  
 審査基準判定      【 適   否   】  
 審査基準における不足人数                      人

--

(あて先)

横須賀市長  
横須賀市上下水道事業管理者

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者名

### 準市内申請書(要件③用)

競争入札参加資格において所在区分が準市内(要件③)に該当するため、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり次に掲げる事項について了承します。

1. 給与所得の特別徴収に係る市民税の納入及び市民税の障害者控除の適用に関する照会確認を行うこと。
2. 定期申請ごとに本申請書を提出し、要件の審査確認を受けること。

#### 【申請事項】

業種区分	認定番号(6ケタ)	通知番号(9ケタ)
工事		法人:7から始まる 個人:4から始まる
コンサル		
一般委託		
物品		

1. 申請する業種区分すべてに○をしてください。
2. 認定番号は県から発行されるもので、かながわ電子入札共同システムにおける本IDのことです。
3. 通知番号は、法人市民税の納付税通知書等に記載されている番号を記入してください。

#### 【準市内要件③】

・市外に本店がある事業者のうち、特別徴収の手続きにより、障害者控除の適用を受けている者1人以上の市民税を本市に納めていること。(障害者控除の適用を受けている申請月の特別徴収対象者が1人以上であることを含む。)

※特別徴収とは、地方税法第321条の3第1項に規定する、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収のことです。

※本件における障害者控除とは、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除のうち、本人障害者控除(特別徴収対象者本人が障害者であること。)のことです。

※市民税非課税者であること等により、納入額がない特別徴収対象者(市から送付されている特別徴収税額の決定・変更通知書の中で特別徴収対象者として記載されている者)については、当該要件を満たすための人数に含めることができます。

※1人でも該当者がいれば、すべての業種で申請することができます。

#### 事務処理欄

特別徴収対象判定 【 該当 非該当 】

本人障害者控除判定 【 該当 非該当 】